

京都市上下水道局告示第38号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年10月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

木津川市加茂町大野大野37番地

有限会社 石田電機工業所

代表取締役 石田 智子

2 変更事項

(代表者の変更)

石田 進 から 石田 智子 に変更

(上下水道局下水道部管理課)